

令和7年11月27日提出

令和7年12月市議会定例会議案

(その2 議案第64号から議案第91号まで)

木更津市

令和7年12月市議会定例会議案目録（その2）

議案番号	件名	関係部等	頁
議案第64号	専決処分の承認を求めることについて	こども未来部	1
議案第65号	令和7年度木更津市一般会計補正予算（第7号）	財務部	別冊
議案第66号	令和7年度木更津市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	健康づくり部	別冊
議案第67号	令和7年度木更津市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	健康づくり部	別冊
議案第68号	令和7年度木更津市介護保険特別会計補正予算（第2号）	福祉部	別冊
議案第69号	令和7年度木更津市公設地方卸売市場特別会計補正予算（第1号）	経済部	別冊
議案第70号	人権擁護委員候補者の推薦について	総務部	3
議案第71号	木更津市公告式条例の一部を改正する条例の制定について	総務部	4
議案第72号	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	総務部	5
議案第73号	手数料条例の一部を改正する条例の制定について	総務部	20
議案第74号	木更津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく特定個人情報の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総務部	21
議案第75号	木更津市児童遊園設置条例の一部を改正する条例の制定について	こども未来部	23
議案第76号	木更津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例及び木更津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	こども未来部	24

議案第77号	木更津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	こども未来部	26
議案第78号	木更津市福祉に関する事務所設置条例等の一部を改正する条例の制定について	福祉部	28
議案第79号	木更津市公共案内看板設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について	都市整備部	30
議案第80号	木更津市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について	消防本部	31
議案第81号	木更津市議会議員及び木更津市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例及び木更津市議会議員及び木更津市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について	選挙管理委員会	33
議案第82号	和解について	消防本部	35
議案第83号	木更津市民会館の指定管理者の指定について	総務部	36
議案第84号	木更津市自転車駐車場の指定管理者の指定について	市民協働部	37
議案第85号	木更津市営体育施設の指定管理者の指定について	健康づくり部	38
議案第86号	木更津市立請西保育園及び木更津市請西子育て支援センターの指定管理者の指定について	こども未来部	40
議案第87号	木更津市民総合福祉会館の指定管理者の指定について	福祉部	41
議案第88号	木更津市身体障害者福祉センターの指定管理者の指定について	福祉部	42
議案第89号	市道路線の認定について	都市整備部	43
議案第90号	千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の一部廃止及び千葉県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について	総務部	44

議案第91号	君津郡市広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び君津郡市広域市町村圏事務組合規約の変更に関する協議について	企画部	46
--------	---	-----	----

議案第64号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和7年11月27日提出

木更津市長 渡辺 芳邦

提案理由

令和6年12月3日午後0時10分ごろに発生した車両事故に係る損害賠償について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めたため、同事故の和解を令和7年10月30日に専決処分したので報告し、承認を求めようとするものである。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるので、次のとおり専決処分する。

令和7年10月30日

木更津市長 渡辺 芳邦

専決第19号

損害賠償の額の決定及び和解について

1 市の義務に属する損害賠償の額及び和解額

1, 880, 344円

2 賠償の相手方 個人

3 賠償の理由 令和6年12月3日午後0時10分ごろ、健康こども部こども保育課の職員が公用車を運転中、市原市姉崎海岸13番地先の路上において、赤信号で停車していた相手方所有の車両後方部に接触し、当該車両に乗車していた相手方が負傷した。

この事故について調査したところ、市側に過失があると認められるので、上記金額を賠償し、和解する。

議案第70号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者として次の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

住 所	氏 名	生 年 月 日
□□□□□□□□□□□□	河原林 和	□□□□□□□□□□□□

令和7年11月27日提出

木更津市長 渡辺芳邦

提案理由

木更津市区域の人権擁護委員小川雅義氏の任期満了に伴い、委員候補者の推薦依頼があったので、河原林和氏を後任の委員の候補者として法務大臣に対して推薦するため、議会の意見を求めるものである。

議案第 71 号

木更津市公告式条例の一部を改正する条例の制定について

木更津市公告式条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 1 月 27 日提出

木更津市長 渡辺 芳邦

木更津市条例第 号

木更津市公告式条例の一部を改正する条例

木更津市公告式条例（昭和 25 年木更津市条例第 38 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 1 号中「木更津市朝日三丁目 10 番 19 号」を「木更津市朝日三丁目 8 番 1 号」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 1 月 5 日から施行する。

提案理由

木更津市朝日庁舎の移転に伴い、市庁舎掲示場を移設するため、関係条文の整備をしようとするものである。

議案第 72 号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 1 月 27 日提出

木更津市長 渡辺 芳邦

木更津市条例第 号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 職員の給与に関する条例（昭和 26 年木更津市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 18 条第 2 項中「100 分の 125」を「、6 月に支給する場合には 100 分の 125、12 月に支給する場合には 100 分の 127.5」に改め、同条第 3 項中「、「100 分の 70」を「「100 分の 70」と、「100 分の 127.5」とあるのは「100 分の 72.5」に改める。

第 18 条の 4 第 2 項第 1 号中「100 分の 105」を「、6 月に支給する場合には 100 分の 105、12 月に支給する場合には 100 分の 107.5」に改め、同項第 2 号中「100 分の 50」を「、6 月に支給する場合には 100 分の 50、12 月に支給する場合には 100 分の 52.5」に改める。

別表第 1 を次のように改める。

別表第1（第3条第1項）

行政職給料表

(単位：円)

職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
号給	給料月額							
1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700	471,900
2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600	477,200
3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500	482,100
4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300	486,700
5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100	490,700
6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900	494,100
7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700	497,000
8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500	499,500
9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100	501,500
10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600	
11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100	
12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600	
13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100	
14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400	
15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700	
16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900	
17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100	
18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400	
19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700	
20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900	
21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100	
22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900	
23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700	
24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500	

25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100	
26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700	
27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300	
28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900	
29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600	
30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400	
31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800	
32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500	
33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000	
34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400	
35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800	
36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200	
37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600	
38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900	
39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200	
40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500	
41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800	
42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100	
43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400	
44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500	462,700	
45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800	463,000	
46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100		
47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400		
48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700		
49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900		
50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200		
51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400		
52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700		
53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900		

54	256, 600	291, 700	337, 400	381, 200	398, 100	422, 200		
55	256, 900	292, 300	338, 500	381, 800	398, 700	422, 500		
56	257, 200	293, 000	339, 600	382, 500	399, 200	422, 800		
57	257, 500	293, 600	340, 300	382, 800	399, 600	423, 000		
58	257, 800	294, 200	341, 200	383, 500	400, 200	423, 300		
59	258, 100	294, 800	341, 900	384, 200	400, 800	423, 600		
60	258, 400	295, 500	342, 700	384, 800	401, 300	423, 800		
61	258, 700	296, 100	343, 500	385, 100	401, 700	424, 000		
62	259, 000	296, 700	343, 900	385, 600	402, 200	424, 300		
63	259, 300	297, 200	344, 400	386, 200	402, 700	424, 600		
64	259, 600	297, 700	345, 100	386, 800	403, 300	424, 800		
65	259, 900	298, 200	345, 900	387, 100	403, 600	425, 000		
66	260, 200	298, 800	346, 600	387, 700	404, 000	425, 300		
67	260, 500	299, 300	347, 300	388, 400	404, 300	425, 600		
68	260, 800	299, 900	347, 900	389, 000	404, 700	425, 800		
69	261, 100	300, 300	348, 400	389, 400	405, 000	426, 000		
70	261, 400	300, 800	349, 000	389, 900	405, 300	426, 300		
71	261, 700	301, 300	349, 500	390, 500	405, 600	426, 600		
72	262, 000	301, 900	350, 100	391, 000	405, 800	426, 800		
73	262, 300	302, 400	350, 400	391, 500	406, 000	427, 000		
74	262, 600	302, 800	350, 900	392, 100	406, 300			
75	262, 900	303, 100	351, 200	392, 500	406, 600			
76	263, 200	303, 400	351, 600	392, 800	406, 800			
77	263, 500	303, 600	352, 000	393, 200	407, 000			
78	263, 800	303, 900	352, 500	393, 700	407, 300			
79	264, 100	304, 100	353, 000	394, 100	407, 600			
80	264, 400	304, 400	353, 500	394, 500	407, 800			
81	264, 700	304, 600	353, 800	394, 900	408, 000			
82	265, 000	304, 800	354, 200	395, 400	408, 300			

83	265, 300	305, 100	354, 600	395, 800	408, 600			
84	265, 600	305, 300	355, 000	396, 200	408, 800			
85	265, 900	305, 600	355, 300	396, 500	409, 000			
86	266, 200	305, 800	355, 700					
87	266, 500	306, 100	356, 100					
88	266, 800	306, 400	356, 500					
89	267, 100	306, 700	356, 700					
90	267, 400	307, 000	357, 100					
91	267, 700	307, 300	357, 500					
92	268, 000	307, 600	357, 900					
93	268, 300	307, 800	358, 100					
94		308, 000	358, 400					
95		308, 300	358, 800					
96		308, 700	359, 100					
97		308, 900	359, 400					
98		309, 200	359, 800					
99		309, 500	360, 200					
100		309, 900	360, 600					
101		310, 100	361, 100					
102		310, 400	361, 500					
103		310, 700	361, 900					
104		311, 000	362, 300					
105		311, 200	362, 800					
106		311, 500	363, 200					
107		311, 800	363, 500					
108		312, 100	363, 800					
109		312, 300	364, 200					
110		312, 600						
111		313, 000						

112		313, 300						
113		313, 500						
114		313, 700						
115		314, 000						
116		314, 400						
117		314, 600						
118		314, 800						
119		315, 100						
120		315, 400						
121		315, 700						
122		315, 900						
123		316, 200						
124		316, 500						
125		316, 800						
任期付職員	206, 700	242, 000	272, 600	303, 100	317, 700	341, 800	383, 400	424, 800
定年前再任用	基準給料 月額							
短時間勤務職員	200, 300	227, 800	269, 500	290, 100	305, 700	331, 900	374, 800	409, 200

第2条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項第1号を削り、同項第2号中「前項第2号」を「前項第1号」に、「11,500円」を「13,000円」に改め、同号を同項第1号とし、同項第3号中「前項第3号から第6号まで」を「前項第2号から第5号まで」に改め、同号を同項第2号とする。

第10条第1項第2号中「前条第2項第3号若しくは第5号」を「前条第2項第2号若しくは第4号」に改める。

第11条第2項に次のただし書を加える。

ただし、前項第2号又は第3号に掲げる職員のうち自動車の駐車のための施設等で規則で定めるものを利用し、その料金を負担することを常例とする職員にあつては、第2号又は第3号の額に加えて5,000円の範囲内で規則で定める額（定年前再任用短時間勤務職員のうち、1箇月当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあつては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）を支給する。

第11条第2項第2号中「24,500円」を「66,400円」に改める。

第16条第1項中「4,600円」を「4,700円」に、「6,900円」を「7,050円」に改める。

第18条第2項中「、6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5」を「100分の126.25」に改め、同条第3項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」を「100分の126.25」とあるのは「71.25」に改める。

第18条の4第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5」を「100分の106.25」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の50、12月に支給する場合には100分の52.5」を「100分の51.25」に改める。

（特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正）

第3条 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和40年木更津市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の230」を「、6月に支給する場合には100分の230、12月に支給する場合には100分の235」に改める。

第4条 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「、6月に支給する場合には100分の230、12月に支給する場合には100分の235」を「100分の232.5」に改める。

(木更津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第5条 木更津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成28年木更津市条例第27号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表中「392,000」を「405,000」に、「440,000」を「455,000」に、「492,000」を「508,000」に、「555,000」を「574,000」に、「634,000」を「655,000」に、「740,000」を「765,000」に、「864,000」を「893,000」に改める。

第8条第2項中「100分の95」との次に「、「100分の127.5」とあるのは「100分の97.5」とを、「100分の87.5」との次に「、「100分の107.5」とあるのは「100分の90」とを加える。

第6条 木更津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の95」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の97.5」を「100分の126.25」とあるのは「100分の96.25」に、「100分の105」とあるのは「100分の87.5」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の90」を「100分の106.25」とあるのは「100分の88.75」に改める。

(木更津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第7条 木更津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年木更津市条例第15号)の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第4条）

ア 行政職給料表

(単位：円)

職務 の級	1級	2級
号給	給料月額	給料月額
1	195,800	242,000
2	196,900	243,300
3	198,100	244,700
4	199,200	246,100
5	200,300	247,500
6	202,000	248,900
7	203,600	250,300
8	205,200	251,700
9	206,700	253,100
10	208,400	254,300
11	210,000	255,600
12	211,600	256,900
13	213,100	258,100
14	214,800	259,300
15	216,500	260,500
16	218,200	261,700
17	219,400	262,800
18	221,000	263,900
19	222,600	265,000
20	224,100	266,100
21	225,600	267,000
22	227,200	268,000
23	228,800	269,000

24	230,400	270,000
25	232,000	271,000
26	233,700	271,900
27	235,000	272,700
28	236,300	273,600
29	237,600	274,400
30	238,700	275,200
31	239,800	276,000
32	240,900	276,700
33	242,000	277,400
34	242,900	278,200
35	243,800	279,000
36	244,800	279,600
37	245,800	280,300
38	246,700	281,100
39	247,600	281,800
40	248,400	282,500
41	249,200	283,200
42	249,900	283,900
43	250,500	284,600
44	251,100	285,300
45	251,800	286,000
46	252,400	286,600
47	253,000	287,300
48	253,600	287,900
49	254,100	288,600
50	254,700	289,200
51	255,300	289,900
52	255,800	290,600

53	256, 200	291, 100
54	256, 600	291, 700
55	256, 900	292, 300
56	257, 200	293, 000
57	257, 500	293, 600
58	257, 800	294, 200
59	258, 100	294, 800
60	258, 400	295, 500
61	258, 700	296, 100
62	259, 000	296, 700
63	259, 300	297, 200
64	259, 600	297, 700
65	259, 900	298, 200
66	260, 200	298, 800
67	260, 500	299, 300
68	260, 800	299, 900
69	261, 100	300, 300
70	261, 400	300, 800
71	261, 700	301, 300
72	262, 000	301, 900
73	262, 300	302, 400
74	262, 600	302, 800
75	262, 900	303, 100
76	263, 200	303, 400
77	263, 500	303, 600
78	263, 800	303, 900
79	264, 100	304, 100
80	264, 400	304, 400
81	264, 700	304, 600

82	265, 000	304, 800
83	265, 300	305, 100
84	265, 600	305, 300
85	265, 900	305, 600
86	266, 200	305, 800
87	266, 500	306, 100
88	266, 800	306, 400
89	267, 100	306, 700
90	267, 400	307, 000
91	267, 700	307, 300
92	268, 000	307, 600
93	268, 300	307, 800
94		308, 000
95		308, 300
96		308, 700
97		308, 900
98		309, 200
99		309, 500
100		309, 900
101		310, 100
102		310, 400
103		310, 700
104		311, 000
105		311, 200
106		311, 500
107		311, 800
108		312, 100
109		312, 300
110		312, 600

111		313,000
112		313,300
113		313,500
114		313,700
115		314,000
116		314,400
117		314,600
118		314,800
119		315,100
120		315,400
121		315,700
122		315,900
123		316,200
124		316,500
125		316,800

イ 発達相談員給料表

(単位 : 円)

職務 の級	1 級	2 級
	号給	給料月額
1	354,300	388,800
2	355,900	389,600
3	357,400	390,400
4	358,800	391,200
5	360,500	391,900
6	362,100	393,300
7	363,700	394,000
8	364,800	395,200
9	366,300	395,800

ウ 外国語指導助手給料表

(単位 : 円)

職務 の級	1 級	2 級
号給	給料月額	給料月額
1	395,800	453,500
2	396,400	454,100
3	397,500	454,700
4	398,700	455,300
5	399,200	455,900

エ 市税等徴収指導員給料表

(単位 : 円)

職務 の級	1 級
号給	給料月額
1	391,900
2	393,300
3	394,000
4	395,200
5	395,800

附 則

(施行期日等)

- この条例は、令和7年12月20日から施行し、第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例、第3条の規定による改正後の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例、第5条の規定による改正後の木更津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例及び第7条の規定による改正後の木更津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定は、令和7年4月1日から適用する。ただし、第2条、第4条及び第6条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 次の各号のいずれかに該当する会計年度任用職員の令和7年4月1日から同年12月31日までの期間に係る給与については、第7条の規定による改正後の木更津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定は、適用しない。

(1) 任期が3月以内の会計年度任用職員

(2) 1週間当たりの通常の勤務時間が15時間30分未満の会計年度任用職員

(給与の内払)

3 第1条の規定による改正前の職員の給与に関する条例、第3条の規定による改正前の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例、第5条の規定による改正前の木更津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例又は第7条の規定による改正前の木更津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定により支給された給与は、それぞれ第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例、第3条の規定による改正後の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例、第5条の規定による改正後の木更津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例又は第7条の規定による改正後の木更津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定による給与の内払とみなす。

提案理由

令和7年の人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告を踏まえ、本市の一般職の職員の給与の額等、特別職の職員で常勤のものの期末手当の支給率、特定任期付職員の給与の額等及び会計年度任用職員の給与の額を改定するため、関係条例の整備をしようとするものである。

議案第 73 号

手数料条例の一部を改正する条例の制定について

手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 1 月 27 日提出

木更津市長 渡辺 芳邦

木更津市条例第 号

手数料条例の一部を改正する条例

手数料条例（昭和 31 年木更津市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 137 条の 12 第 6 項の規定による建築物に対する制限の適用除外に関する大規模の修繕又は大規模の模様替に係る認定の申請に対する審査の項中「第 137 条の 12 第 6 項」を「第 137 条の 12 第 11 項」に改め、同表建築基準法施行令第 137 条の 12 第 7 項の規定による建築物に対する制限の適用除外に関する大規模の修繕又は大規模の模様替に係る認定の申請に対する審査の項中「第 137 条の 12 第 7 項」を「第 137 条の 12 第 12 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

建築基準法施行令の一部を改正する政令（令和 7 年政令第 310 号）の施行に伴い、関係条文の整備をしようとするものである。

議案第74号

木更津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく特定個人情報の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

木更津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく特定個人情報の利用等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年1月27日提出

木更津市長 渡辺芳邦

木更津市条例第 号

木更津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく特定個人情報の利用等に関する条例の一部を改正する条例

木更津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく特定個人情報の利用等に関する条例（平成27年木更津市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第4条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 実施機関は、別表第2の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、住登外者宛名番号管理機能（市の事務を処理するために利用する情報システムの機能であって住登外者（市の住民基本台帳に記録されていない者をいう。以下同じ。）を特定する固有の番号を付番し、管理するものをいう。以下同じ。）による住登外者の情報の管理に関する情報（以下「住登外者宛名情報」という。）であって自らが保有するものを利用することができる。

第4条に次の1項を加える。

5 実施機関は、特定個人番号利用事務を処理するために必要な限度で、住登外者宛名番号管理機能による住登外者宛名情報であって自らが保有するものを利用することができる。

第6条中「同条第3項」を「同条第4項」に改める。

別表第1市長の項に次のように加える。

住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務

別表第1教育委員会の項に次のように加える。

住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務

別表第2中「（第4条第2項）」を「（第4条第2項・第3項）」に改め、同表市長の項木更津市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例によるひとり親家庭等医療費等の助成に関する

事務の目に次のように加える。

戸籍関係情報

別表第3市長の項に次のように加える。

住登外者宛名番号管理機能による住教育委員会	住登外者宛名情報
登外者の情報の管理に関する事務	

別表第3教育委員会の項に次のように加える。

住登外者宛名番号管理機能による住市長	住登外者宛名情報
登外者の情報の管理に関する事務	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）に定める標準化基準に適合するため、及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第9条第2項に基づく個人番号の利用範囲を拡大するため、関係条文の整備をしようとするものである。

議案第 75 号

木更津市児童遊園設置条例の一部を改正する条例の制定について

木更津市児童遊園設置条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 1 月 27 日提出

木更津市長 渡辺 芳邦

木更津市条例第 号

木更津市児童遊園設置条例の一部を改正する条例

木更津市児童遊園設置条例（昭和 48 年木更津市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

別表高柳児童遊園の項、貝渕児童遊園の項、若木町児童遊園の項、住吉児童遊園の項、住吉中央児童遊園の項、一の坪児童遊園の項、北片町児童遊園の項、仲片町児童遊園の項、大境児童遊園の項、新田児童遊園の項、新田第 2 児童遊園の項、関谷児童遊園の項、高砂児童遊園の項、新川田児童遊園の項、若葉台児童遊園の項、上根岸児童遊園の項、真里谷児童遊園の項及びかずさ児童遊園の項を削る。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

高柳児童遊園等を廃止するため、関係条文の整備をしようとするものである。

議案第 76 号

木更津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例及び木更津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

木更津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例及び木更津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 1 月 27 日提出

木更津市長 渡辺 芳邦

木更津市条例第 号

木更津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例及び木更津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(木更津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 1 条 木更津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年木更津市条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 25 条中「第 33 条の 10 各号」を「第 33 条の 10 第 1 項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては認定こども園法第 27 条の 2 第 1 項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては学校教育法第 28 条第 2 項において準用する認定こども園法第 27 条の 2 第 1 項各号）」に改める。

(木更津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 2 条 木更津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年木更津市条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条中「第 33 条の 10 各号」を「第 33 条の 10 第 1 項各号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する
内閣府令（令和7年内閣府令第80号）の施行に伴い、関係条例の整備をしようとするものであ
る。

議案第 77 号

木更津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

木更津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 1 月 27 日提出

木更津市長 渡辺 芳邦

木更津市条例第 号

木更津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

木更津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年木更津市条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条中「第 33 条の 10 各号」を「第 33 条の 10 第 1 項各号」に改める。

第 17 条第 2 項中「児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断」を「次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）第 12 条又は第 13 条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）」に、「当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の」を「当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる」に、「利用開始時の」を「、同欄に掲げる」に、「児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断」を「それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等」に改め、同項に次の表を加える。

児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断
乳幼児に対する健康診査	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令（令和7年内閣府令第80号）及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令（令和7年内閣府令第82号）の施行に伴い、関係条文の整備をしようとするものである。

議案第 78 号

木更津市福祉に関する事務所設置条例等の一部を改正する条例の制定について

木更津市福祉に関する事務所設置条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 1 月 27 日提出

木更津市長 渡辺 芳邦

木更津市条例第 号

木更津市福祉に関する事務所設置条例等の一部を改正する条例

(木更津市福祉に関する事務所設置条例の一部改正)

第 1 条 木更津市福祉に関する事務所設置条例（昭和 39 年木更津市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「木更津市朝日三丁目 10 番 19 号」を「木更津市朝日三丁目 8 番 1 号」に改める。

(木更津市保健相談センター設置条例の一部改正)

第 2 条 木更津市保健相談センター設置条例（昭和 53 年木更津市条例第 35 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中「木更津市朝日三丁目 10 番 19 号」を「木更津市朝日三丁目 8 番 1 号」に改める。

(木更津市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の一部改正)

第 3 条 木更津市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例（平成 28 年木更津市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の表中「木更津市朝日三丁目 10 番 19 号」を「木更津市朝日三丁目 8 番 1 号」に改める。

(木更津市視聴覚ライブラリーの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第 4 条 木更津市視聴覚ライブラリーの設置及び管理に関する条例（平成 31 年木更津市条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中「木更津市朝日三丁目 10 番 19 号」を「木更津市朝日三丁目 8 番 1 号」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 1 月 5 日から施行する。

提案理由

木更津市朝日庁舎の移転に伴い、木更津市福祉事務所、木更津市保健相談センター、木更津市消費生活センター及び木更津市視聴覚ライブラリーを移転するため、関係条例の整備をしようとするものである。

議案第 79 号

木更津市公共案内看板設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

木更津市公共案内看板設置に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 1 月 27 日提出

木更津市長 渡辺 芳邦

木更津市条例第 号

木更津市公共案内看板設置に関する条例の一部を改正する条例

木更津市公共案内看板設置に関する条例（平成 24 年木更津市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「、又は交通結節点である木更津駅駅前広場等において公共交通機関等を利用する者に有用な情報を提供するため」を削る。

第 2 条の表木更津駅駅前広場等公共案内看板の項を削る。

第 3 条第 3 項中「、木更津駅駅前広場等公共案内看板を公共交通機関等の利用者の利便に資するための情報提供として」を削る。

第 10 条中「別表第 1 又は別表第 2」を「別表」に改める。

別表第 2 を削り、別表第 1 を別表とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に納付されたこの条例による改正前の木更津市公共案内看板設置に関する条例第 2 条の表に掲げる木更津駅駅前広場等公共案内看板に係る使用料の還付については、施行日から令和 8 年 3 月 31 日までの間、なお従前の例による。

提案理由

木更津駅駅前広場等公共案内看板を廃止するため、関係条文の整備をしようとするものである。

議案第 80 号

木更津市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

木更津市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 1 月 27 日提出

木更津市長 渡辺 芳邦

木更津市条例第 号

木更津市火災予防条例の一部を改正する条例

木更津市火災予防条例（昭和 37 年木更津市条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 3 章の 2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第 29 条の 2—第 29

「第 3 章の 2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第 29 条の 2—第
条の 7）」を 第 3 章の 3 林野火災の予防（第 29 条の 8・第 29 条の 9）

29 条の 7)

に改める。

」

第 29 条中「警報」の次に「（法第 22 条第 3 項に規定する火災に関する警報をいう。以下同
じ。）」を加え、同条第 7 号を削る。

第 3 章の 2 の次に次の 1 章を加える。

第 3 章の 3 林野火災の予防

（林野火災に関する注意報）

第 29 条の 8 市長は、気象の状況が山林、原野等における火災（以下「林野火災」という。）
の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができる。

2 前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、市の区域内に
在る者は、第 29 条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。

3 市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による火の使用の制限の努力義務
の対象となる区域を指定することができる。

（林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限）

第 29 条の 9 市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火
災の発生の危険性を勘案して、第 29 条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定
することができる。

第 42 条の 3 第 1 項第 3 号中「第 45 条」を「第 45 条第 1 項」に改める。

第45条第1号中「行為」の次に「(たき火を含む。)」を加え、同条に次の1項を加える。

2 消防長は、前項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができる。

附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。

提案理由

林野火災注意報等の的確な発令等によって林野火災予防の実効性を高めるため、関係条文の整備をしようとするものである。

議案第 81 号

木更津市議会議員及び木更津市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例及び木更津市議会議員及び木更津市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

木更津市議会議員及び木更津市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例及び木更津市議会議員及び木更津市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 1 月 27 日提出

木更津市長 渡辺 芳邦

木更津市条例第 号

木更津市議会議員及び木更津市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例及び木更津市議会議員及び木更津市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

(木更津市議会議員及び木更津市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正)

第 1 条 木更津市議会議員及び木更津市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成 6 年木更津市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「541 円 31 錢」を「586 円 88 錢」に改める。

(木更津市議会議員及び木更津市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部改正)

第 2 条 木更津市議会議員及び木更津市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例（平成 21 年木更津市条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条及び第 5 条中「7 円 73 錢」を「8 円 38 錢」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の木更津市議会議員及び木更津市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例及び木更津市議会議員及び木更津市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に

関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

提案理由

公職選挙法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第200号）の施行に伴い、関係条例の整備をしようとするものである。

議案第82号

和解について

市は、次のとおり和解する。

令和7年11月27日提出

木更津市長 渡辺 芳邦

1 和解額 5,109,032円

2 和解の相手方 神奈川県川崎市高津区末長三丁目3番17号

株式会社富士通ゼネラル

代表取締役社長 増田 幸司

3 和解の理由 平成24年6月27日に締結した消防救急デジタル無線装置購入に係る入札に関し、製造業者である株式会社富士通ゼネラルを含む5社において、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条の規定に違反する不当な取引制限を行っていたとして、公正取引委員会から発令された排除措置命令及び課徴金納付命令が、令和6年3月21日に確定した。

当該不当な取引制限により市が被った損害について、上記和解額を相手方が市に支払い、和解する。

提案理由

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条違反に伴う損害に対する和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を得ようとするものである。

議案第83号

木更津市民会館の指定管理者の指定について

指定管理者を次のとおり指定する。

令和7年11月27日提出

木更津市長 渡辺 芳邦

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地

木更津市民会館

木更津市貝渕二丁目13番40号

2 指定管理者となる団体

東京都千代田区神田小川町一丁目2番地

株式会社ケイミックスパブリックビジネス

代表取締役 橋本 鉄司

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

提案理由

木更津市民会館の指定管理者を指定しようとするため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を得ようとするものである。

議案第84号

木更津市自転車駐車場の指定管理者の指定について

指定管理者を次のとおり指定する。

令和7年11月27日提出

木更津市長 渡辺 芳邦

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地

木更津駅西口第1自転車駐車場	木更津市富士見一丁目193番5
木更津駅西口第2自転車駐車場	木更津市富士見一丁目193番7
木更津駅東口第1自転車駐車場	木更津市富士見一丁目863番6
木更津駅東口第2自転車駐車場	木更津市富士見一丁目408番8
木更津駅東口第3自転車駐車場	木更津市富士見一丁目407番5
木更津駅東口第4自転車駐車場	木更津市大和一丁目11番2
木更津駅東口第5自転車駐車場	木更津市富士見一丁目206番4
岩根駅西口第1自転車駐車場	木更津市岩根三丁目4611番8

2 指定管理者となる団体

東京都千代田区内神田三丁目5番3号

友輪株式会社

代表取締役 松本 功弘

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

提案理由

木更津市自転車駐車場の指定管理者を指定しようとするため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を得ようとするものである。

議案第 85 号

木更津市営体育施設の指定管理者の指定について

指定管理者を次のとおり指定する。

令和 7 年 1 月 27 日提出

木更津市長 渡辺 芳邦

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地

木更津市民体育館 木更津市貝渕 2 丁目 13 番 40 号

木更津市営貝渕庭球場 木更津市貝渕 2 丁目 562 番地の 96

木更津市営野球場 木更津市清見台 1 丁目 6 番 7 号

木更津市営弓道場 木更津市吾妻 1 丁目 4 番 1 号

木更津市営江川総合運動場 木更津市江川 959 番地の 1

2 指定管理者となる団体

オーエンス・ローヴァーズ・谷中造園グループ

(1) 代表構成団体

東京都中央区銀座四丁目 12 番 15 号

株式会社オーエンス

代表取締役 大木 一雄

(2) 構成団体

木更津市有吉 932 木更津スポーツヴィレッジ

ローヴァーズ株式会社

代表取締役 カレン・ロバート

木更津市矢那 2381 番地

谷中造園土木株式会社

代表取締役 谷中 淑浩

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

提案理由

木更津市営体育施設の指定管理者を指定しようとするため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を得ようとするものである。

議案第 86 号

木更津市立請西保育園及び木更津市請西子育て支援センターの指定管理者の指定について
指定管理者を次のとおり指定する。

令和 7 年 1 月 27 日提出

木更津市長 渡辺 芳邦

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地

木更津市立請西保育園及び木更津市請西子育て支援センター
木更津市請西東七丁目 2 番地 1

2 指定管理者となる団体

木更津市請西二丁目 12 番 8 号
社会福祉法人木更津むつみ福祉会
理事長 林 健一

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

提案理由

木更津市立請西保育園及び木更津市請西子育て支援センターの指定管理者を指定しようとする
ため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決
を得ようとするものである。

議案第 87 号

木更津市民総合福祉会館の指定管理者の指定について

指定管理者を次のとおり指定する。

令和 7 年 1 月 27 日提出

木更津市長 渡辺 芳邦

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地

木更津市民総合福祉会館

木更津市潮見二丁目 9 番地

2 指定管理者となる団体

木更津市潮見二丁目 9 番地

社会福祉法人木更津市社会福祉協議会

会長 滝口 君江

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

提案理由

木更津市民総合福祉会館の指定管理者を指定しようとするため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を得ようとするものである。

議案第 88 号

木更津市身体障害者福祉センターの指定管理者の指定について

指定管理者を次のとおり指定する。

令和 7 年 1 月 27 日提出

木更津市長 渡辺 芳邦

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地

木更津市身体障害者福祉センター

木更津市潮見二丁目 9 番地

2 指定管理者となる団体

木更津市真舟五丁目 2 番 3 号

すまいるリハビリサービス株式会社

代表取締役 高橋 宏彰

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

提案理由

木更津市身体障害者福祉センターの指定管理者を指定しようとするため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を得ようとするものである。

議案第89号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により、木更津市道路線を次のとおり認定する。

令和7年11月27日提出

木更津市長 渡辺 芳邦

整理番号	路線名	起 点
		終 点
1	市道 2557 号線	高柳字小僧塚3357番27地先
		高柳字小僧塚3357番13地先
2	市道 2558 号線	高柳字下長須賀境1913番1地先
		高柳字下長須賀境1913番5地先
3	市道 6668 号線	清見台南三丁目5番13地先
		清見台南三丁目5番24地先
4	市道 6669 号線	清見台南三丁目5番44地先
		清見台南三丁目5番39地先

提案理由

開発行為により築造された道路を市道に認定するため、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議会の議決を得ようとするものである。

議案第90号

千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の一部廃止及び千葉県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について

令和8年3月31日をもって、三芳水道企業団、九十九里地域水道企業団及び南房総広域水道企業団が解散することに伴い、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数が減少すること、千葉県市町村総合事務組合の共同処理する職員採用試験の合同実施に関する事務を廃止すること及び千葉県市町村総合事務組合規約を次のとおり変更することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

令和7年11月27日提出

木更津市長 渡辺 芳邦

千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約

千葉県市町村総合事務組合規約（昭和30年千葉県告示第496号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第14号を次のように改める。

14 削除

別表第1中「鋸南町 三芳水道企業団 長門川水道企業団」を「鋸南町 長門川水道企業団」に、「印西地区消防組合 九十九里地域水道企業団 夷隅郡市広域市町村圏事務組合」を「印西地区消防組合 夷隅郡市広域市町村圏事務組合」に、「印西地区環境整備事業組合 南房総広域水道企業団 千葉県後期高齢者医療広域連合」を「印西地区環境整備事業組合 千葉県後期高齢者医療広域連合」に改める。

別表第2第3条第1項第1号に掲げる事務の項中「鋸南町 三芳水道企業団 長門川水道企業団」を「鋸南町 長門川水道企業団」に、「印西地区消防組合 九十九里地域水道企業団 夷隅郡市広域市町村圏事務組合」を「印西地区消防組合 夷隅郡市広域市町村圏事務組合」に、「印西地区環境整備事業組合 南房総広域水道企業団」を「印西地区環境整備事業組合」に、第3条第1項第3号に掲げる事務の項中「鋸南町 三芳水道企業団 長門川水道企業団」を「鋸南町 長門川水道企業団」に、「印西地区消防組合 九十九里地域水道企業団 夷隅郡市広域市町村圏事務組合」を「印西地区消防組合 夷隅郡市広域市町村圏事務組合」に、「印西地区環境整備事業組合」に

業組合 南房総広域水道企業団 千葉県後期高齢者医療広域連合」を「印西地区環境整備事業組合 千葉県後期高齢者医療広域連合」に改める。

別表第2第3条第1項第14号に掲げる事務の項を削る。

附 則

この規約は、令和8年4月1日から施行する。

提案理由

令和8年3月31日をもって三芳水道企業団、九十九里地域水道企業団及び南房総広域水道企業団が解散することにより千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数が減少すること及び令和8年3月31日をもって組合の共同処理する職員採用試験の合同実施に関する事務を廃止することに伴い、組合規約の変更を行うことについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第290条の規定により、議会の議決を得ようとするものである。

議案第91号

君津郡市広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び君津郡市広域市町村圏事務組合規約の変更に関する協議について

君津郡市広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び君津郡市広域市町村圏事務組合規約を次のとおり変更することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

令和7年11月27日提出

木更津市長 渡辺 芳邦

君津郡市広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約

君津郡市広域市町村圏事務組合規約（昭和44年千葉県指令第2229号）の一部を次のように改正する。

第4条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この規約は、令和8年4月1日から施行する。

提案理由

君津郡市広域市町村圏事務組合で共同処理する事務のうち、児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定に基づき児童発達支援センターの設置及び管理運営に関する事務を除くため、君津郡市広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び君津郡市広域市町村圏事務組合規約の変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第290条の規定により、議会の議決を得ようとするものである。